

民生委員児童委員候補者の適否審査に係る選任基準

1 資格要件（民生委員法第6条）

市町村の議会の議員の選挙権を有する者であって成年に達したもの、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、かつ、社会福祉の増進に熱意のある者であって民生委員として適当な者

2 適格要件（民生委員法）

民生委員法第6条の他、第1条、第2条、第14条、第15条及び第16条の規定を考慮して、具体的には次に掲げる要件を備えた者となります。

- (1) 社会奉仕の精神に富み、人格識見ともに高く、生活経験が豊富で、常識があり、社会福祉の活動に理解と熱意がある者
- (2) その地域に居住しており、その地域の実情をよく知っているだけでなく、地域の住民が気軽に相談に行けるような者
- (3) 生活が安定しており、健康であって、民生委員・児童委員活動に必要な時間を割くことができる者
- (4) 個人の人格を尊重し、人種、信条、性別、社会的門地によって、差別的な取扱いをすることなく職務を行うことができ、個人の生活上、精神上、肉体上の秘密を固く守ることができる者
- (5) 児童及び妊産婦の保護、保健その他福祉の仕事に関心をもち、児童の心理を理解し、児童に接触して指導することができ、また児童から親しみをもたれる者

3 適任者基準（船橋市の基準）

(1) 年 齢（令和4年12月1日時点）

18歳以上の者（平成16年12月1日以前に生まれた人）

75歳未満の者（昭和22年12月2日以降に生まれた人）

※ただし、新任の民生委員児童委員を選任する場合は、72歳未満の者の選出に努めるよう留意すること。

※令和4年12月1日前から引き続き民生委員児童委員であり、かつ、本人に再任の意思がある者、あるいは、過去に民生委員児童委員としての経歴がある者に限り、75歳以上78歳未満の者（昭和19年12月2日から昭和22年12月1日までの間に生まれた人）の選出をすることができる。

- (2) 新任者で会社員等の被雇用者は、推薦に関する雇用者の同意が得られている者（有職者活動承諾書を添付すること）
- (3) 時間的余裕が有る者
- (4) 担当する地域に2年以上居住している者
ただし、地域の実情によってはこの限りでない
- (5) 再任者で地区民生児童委員協議会への出席率が60%以上であった者